

(健Ⅱ102F)

平成30年8月23日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より本会に対して情報提供がありました。

本改正の内容は、下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

改正の内容

感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、本年8月23日から適用すること。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。）

- ・ IDCDC-RG56N（A/Guangdong/17SF003/2016（H7N9））

事 務 連 絡
平成 3 0 年 8 月 2 3 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素より病原体等の適切な管理について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成 30 年厚生労働省告示第
309 号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、お知らせいたします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）において四種病原体については、施設基準、使用基準等の規制を設け、管理の徹底を図っていただいているところです。

一方、感染症法第 6 条第 23 項に基づき、四種病原体等のうち、医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものについては、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

(平成 19 年厚生労働省告示第 200 号。以下「告示」という。)によって厚生労働大臣が指定し、感染症法の規制対象から除外することとなっている。

今般、感染症法第 6 条第 2 3 項の規定に基づき、人を発病させるおそれほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係る感染症法上の規制等を解除したので、お知らせいたします。

インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H 7 N 9 であるものに限る。)

・ IDCDC-RG56N (A/Guangdong/17SF003/2016 (H 7 N 9))

2 適用期日

平成 3 0 年 8 月 2 3 日から適用する。

(担当)

結核感染症課病原体等管理対策係

課長補佐 大津

病原体等管理対策専門官 石田

TEL 03-3595-3097 (直通)

FAX 03-3581-6251

- 2 (1) 借金は、エジプト・アラブ共和国政府とJICAとの間で締結される借契約に基づいて使用に供される。借金の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借契約によって規律される。
 - (a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
 - (b) 利率率は、年一パーセントとする。
 - (c) 支出期間は、前記の借契約の発効の日から八年とする。
 - (d) 前払の手数料は、1に規定する借金の額の〇・二パーセントの率で課されることとなる。
 - (e) に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借金の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることとなる。
- (2) (1)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
- 3 (1) 借金は、プログラムの実施を目的として、エジプト・アラブ共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出(両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く)を対象として使用に供される。
- (2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局の相互の同意によって修正することができる。
- 4 エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国政府の各級で開設される国家予算勘定に借金の円貨による支出額に等しい額をエジプトの通貨で振り替えるようにするための措置をとるものとする。
- 5 エジプト・アラブ共和国政府は、借金のためのプログラムを実施するために使用される。エジプト・アラブ共和国政府は、借金に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関して、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することをも妨げ控える。
- 6 エジプト・アラブ共和国政府は、JICAに ついて、借金及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。
- 7 エジプト・アラブ共和国政府は、借金が適正に使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

8 エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

- (a) 借金の使途及びプログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料
- (b) 借金及びプログラムに関連するその他の情報

9 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとする。この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全權大使 香川剛廣
投資・国際協力大臣
エジプト・アラブ共和国
サハル・ナスル閣下
(エジプト側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認すること、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとする。ここに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十八年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国
投資・国際協力大臣 サハル・ナスル
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全權大使 香川剛廣閣下

○外務省告示第二百六十四号
平成三十年八月二日にアデイスアベバで、エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 二億円
- 3 署名者
日本 側 内田晃在エチオピア臨時代理大使
アドマス・ネベヘ財務・経済協力担当国務大臣
平成三十年八月二十三日
外務大臣臨時代理

○外務省告示第二百六十五号
平成三十年八月十四日にバンギで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 三億五千万円
- 3 署名者
日本 側 岡村邦夫在中央アフリカ大使
フェリックス・コムス在中央アフリカ事務所代表
平成三十年八月二十三日
外務大臣臨時代理

○厚生労働省告示第百九号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第六條第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等(平成十九年厚生労働省告示第百九号)の一部を次の表のように改正する。
平成三十年八月二十三日
厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1 エンツルエンザウイルスA属エンツルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)vg A/bat-headed goose/Qinghai lake/1a/05 (R) 6+2 (163222) 2 エンツルエンザウイルスA属エンツルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)vg A/whooper swan/Mongolia/244/05 (R) 6+2 (163243) 3 エンツルエンザウイルスA属エンツルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (S)JRG-16615)	第4 法第6條第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1 エンツルエンザウイルスA属エンツルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/duck/Hokkaido/Vac-1/2004 (H5N1) 2 エンツルエンザウイルスA属エンツルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/lurkey/Turkey/1/2005 (H5N1) (NIBRG-23) 3 エンツルエンザウイルスA属エンツルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/Viet Nam/1194/2004 (H5N1) (NIBRG-14)

- 4 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / duck / Hokkaido / Vac-1 / 2004 (H 5 N 1)
- 5 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / duck / Hokkaido / Vac-3 / 2007 (H 5 N 1)
- 6 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / turkey / Turkey / 1 / 2005 (H 5 N 1) (NIBRG-23)
- 7 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Anhui / 01 / 2005 (H 5 N 1) (Anhui 01 / PR8-RG5)
- 8 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Anhui / 1 / 2005 (H 5 N 1) (IBCDC-RG6)
- 9 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / 2321-NAMRU3 / 2007 (H 5 N 1) (IBCDC-RG11)
- 10 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / 3300-NAMRU3 / 2008 (H 5 N 1) (IBCDC-RG13)
- 11 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / N03072 / 2010 (H 5 N 1) (IBCDC-RG29)
- 4 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Indonesia / 05 / 2005 (H 5 N 1) (Indo 05 / PR8-RG2)
- 5 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 7 N 7 であるものに限る。) A / duck / Hokkaido / Vac-2 / 2004 (H 7 N 7)
- 6 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 7 N 7 であるものに限る。) A / equine / Newmarket / 1 / 77 (H 7 N 7)
- 7 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) rg A / bar-headed goose / Qinghai lake / 1 a / 05 [R] 6 + 2 (I63222)
- 8 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) rg A / whooper swan / Mongolia / 244 / 05 [R] 6 + 2 (I63243)
- 9 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Anhui / 01 / 2005 (H 5 N 1) (Anhui 01 / PR8-RG5)
- 10 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Anhui / 1 / 2005 (H 5 N 1) (IBCDC-RG6)
- 11 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / common magpie / Hong Kong / 5052 / 2007 (H 5 N 1) (SJRG-166615)

- 12 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Hubei / 1 / 2010 (H 5 N 1) (IBCDC-RG30)
- 13 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Indonesia / 05 / 2005 (H 5 N 1) (Indo 05 / PR8-RG2)
- 14 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Viet Nam / 1194 / 2004 (H 5 N 1) (NIBRG-14)
- 15 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 7 N 7 であるものに限る。) A / duck / Hokkaido / Vac-2 / 2004 (H 7 N 7)
- 16 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 7 N 7 であるものに限る。) A / equine / Newmarket / 1 / 77 (H 7 N 7)
- 17 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 7 N 9 であるものに限る。) IDCDC-RG56N (Antigenic prototype : A / Guangdong / 17SF003 / 2016 (H 7 N 9))
- 18~27 (略)
- 12 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / 2321-NAMRU3 / 2007 (H 5 N 1) (IBCDC-RG11)
- 13 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / 3300-NAMRU3 / 2008 (H 5 N 1) (IBCDC-RG13)
- 14 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / N03072 / 2010 (H 5 N 1) (IBCDC-RG29)
- 15 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Hubei / 1 / 2010 (H 5 N 1) (IBCDC-RG30)
- 16 イソソルエンサウイルスA属イソソルエンサウイルス (血清型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / duck / Hokkaido / Vac-3 / 2007 (H 5 N 1) (新設)
- 17~26 (略)

○照会 千葉県農業試験場 千葉市美浜区美浜 1-1-1 千葉市農業試験場 千葉市美浜区美浜 1-1-1 千葉市農業試験場 千葉市美浜区美浜 1-1-1

肥料的種類 肥料の種類 名称 住所

登録番号 104710号 焼成汚泥肥料 粒1号 太陽農業株式会社 兵庫県高砂市曾根町字新開295番地

登録番号 104711号 液状複合肥料 ナーゲン2号 日本肥料株式会社 大阪府和泉市府中町三丁目3番5号